

CRPS（複合性局所疼痛症候群）の難病指定を求める意見書

CRPS（複合性局所疼痛症候群（Ⅰ型・反射性交感神経性ジストロフィーRSD、Ⅱ型・カウザルギー））は、手足を中心に激しい疼痛を伴う病気です。骨折、捻挫、打撲などの外傷や手術、採血などの医療的行為による神経損傷をきっかけとして、慢性的な痛みと浮腫、皮膚温・色の異常、発汗異常、血管運動異常、関節拘縮、軟部組織の変化などの症状を引き起こすもので、発症原因については諸説があり、また痛みの症状への対処自体も難しく、治療法が未確立です。

このCRPSは悪化して、徐々に患部のある手足全体に広がることもあり、中には反対の手足などに広がるケースもあるとされています。CRPSにより、その痛みのために手が機能しなくなる患者、足が機能せずに車椅子生活になる患者も多く、そのため仕事を辞めざるを得ない状態、一部しか仕事が出来ない状態となり、日常生活に非常に大きな影響を及ぼしています。

CRPSは、10万人に約5人といわれる比較的まれな発症率ということもあり、これまで認知度が低く、長年診断自体がなされなかった患者も多くいます。しかし、難病指定されれば、広く知られるようになり、早期に診断・治療がなされ、症状が軽減されること等が期待できます。

以上のように、CRPSは難病指定の6要件（①発症の機構が明らかでない、②治療法が確立していない、③希少な疾病である、④長期の療養が必要である、⑤患者が国内で一定の人数に達しない（人口の0.1%程度以下）、⑥客観的な診断基準か、それに準ずる専門家の共通認識がある）を満たしているにもかかわらず、いまだその指定がされていないことから、患者は治療費の経済的負担が重くのしかかる中で、肉体的にも精神的にも日常生活を営むのが困難になっています。

よって、衆参両院及び政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）においては、CRPSについて、下記の事項に取り組むことを強く要望します。

記

1. CRPS（複合性局所疼痛症候群）を難病指定にすること。
2. 早期に原因の解明及び治療法の研究・確立を図ること。
3. 患者の治療の経済的負担が軽減され、安心して治療を受けられる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

近江八幡市議会議長 井狩 光男

衆議院議長	大島 理森 殿	}	宛
参議院議長	伊達 忠一 殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿		
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿		